第四十九条第一項第八号中「同法第六条の四第一項に規定する里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「養子縁組里親である者」に、「同条第二項」を「同法第六条の四第一号」に、「養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第七十三条中「疑」を「疑い」に、「書類」を「被疑事実通知書」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定による被疑事実通知書の送達は、被審理者の所在が不明のときは、その内容及び審理のために出頭すべき期日、場所その他審理のために必要な事項として防衛大臣が定めるものを官報に掲載することをもつてこれに代えることができるものとし、掲載された日から二週間を経過したときに被疑事実通知書の送達があつたものとみなす。

第七十七条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　前項の規定による懲戒処分の宣告は、懲戒権者自ら被審理者に当該懲戒処分の内容を申し渡して行わなければならない。ただし、懲戒権者は、被審理者の所在が不明の場合を除き、やむを得ない事情があるときは、防衛大臣の定めるところにより、部下の上級の隊員に命じて懲戒処分の宣告を行わせ、又は懲戒処分宣告書を被審理者に送付することをもつて懲戒処分の宣告に代えることができる。

5　第三項の規定による懲戒処分宣告書の交付は、被審理者の所在が不明のときは、その内容を官報に掲載することをもつてこれに代えることができるものとし、掲載された日から二週間を経過したときに懲戒処分の宣告があつたものとみなす。

第七十七条に次の一項を加える。

7　第四項及び第五項の規定は、前項の規定による被審理者への懲戒処分を行わない旨の通知について準用する。

第七十九条第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「再調査又は」を「再調査若しくは」に、「若しくは自ら調査又は」を「、又は自ら調査若しくは」に、「これを」を「、これを」に改め、同条第三項中「こえる」を「超える」に、「附して」を「付して」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第七十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による懲戒処分の宣告について準用する。

第八十一条第一項中「再調査又は」を「再調査若しくは」に、「取消」を「取消し」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第七十七条第三項から第七項までの規定は、第一項の規定による上級の懲戒権者が下級の懲戒権者の行つた処分を破棄し、自ら事案を処理した場合における懲戒処分の宣告又は懲戒処分を行わない旨の通知について準用する。

第八十五条第一項中「疑」を「疑い」に、「こえない」を「超えない」に、「きいて」を「聴いて」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に、「且つ」を「かつ」に、「疑」を「疑い」に、「不明の」を「不明であり第七十三条第二項の規定により官報に掲載した出頭すべき期日に当該隊員が出頭しない」に改める。

第八十六条中「左の」を「次の」に改め、同条に次の一号を加える。

四　懲戒権者は、懲戒処分を宣告すべき隊員の所在が不明のときは、懲戒処分宣告書を配達証明の郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者が送達する同条第三項に規定する信書便物のうちこれらの郵便物に準ずる取扱いをするものとして防衛大臣が定めるものとして当該隊員の親族に送付することにより懲戒処分の宣告を行う。

**附　則**

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

**○防衛省令第六号**

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第五条第一項の規定に基づき、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

防衛大臣　稲田　朋美

防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令の一部を改正する省令

防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和三十三年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「及び調査」の下に「（以下「試験研究等」という。）」を加え、「印刷物、写真若しくは映写用器材又は試験、研究若しくは設計に必要な器具器材をその試験、研究又は調査」を「機械器具、印刷物、写真、映写用器材その他これらに準ずる物品（以下「機械器具等」という。）を当該試験研究等」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　防衛省の委託を受けて試験研究等を行つた学校法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、公益社団法人又は公益財団法人（以下「学校法人等」という。）が、その後引き続き当該試験研究等（当該試験研究等に関連する試験研究等を含む。）を行う場合において、当該試験研究等を促進することを適当と認めて、当該学校法人等に対し、機械器具等を貸し付けるとき

第三条中「同条第四号」を「同条第五号」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

## 規　則

**○会計検査院規則第三号**

会計検査院法施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院法施行規則等の一部を改正する規則

（会計検査院法施行規則の一部改正）

**第一条**　会計検査院法施行規則（昭和二十二年会計検査院規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「総括審議官一人」の下に「、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人及び審議官十三人」を加え、同条第三項を次のように改める。

サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受け、事務総局の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第十二条第六項中「電子計算機による情報処理」を「情報システム」に、「次条第二項」を「第三項」に改める。

第十二条の二を削り、第十二条の三を第十二条の二とする。

第十四条の二中「上席情報処理調査官」を「上席情報システム調査官」に改める。

第十四条の四中「第三局」を「第二局、第三局」に、「四人」を「三人」に改める。

第十四条の六中「上席情報処理調査官」を「上席情報システム調査官」に改める。

（会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部改正）

**第二条**　会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　年報の整備に関すること

第四条中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号から第八号までを三号ずつ繰り上げ、第九号及び第十号を削る。